

2016年9月9日

Rule Britannia！（統べよ、ブリタニア）したたかなる英国人

公益財団法人 国際通貨研究所
専務理事 倉内 宗夫

Rule, Britannia!, 統べよ、ブリタニア!
Rule the waves 大海原を統治せよ
Britons never shall be slaves. ブリトンの民は 断じて 奴隷とはならじ

これは、イギリスの愛国歌「Rule, Britannia!, 統べよ、ブリタニア」の一節である。英国人の“自らが世界を統治する“という固い信念がこめられている。この曲が作られたのは1740年。その後英国は19世紀後半までに七つの海を征服し、世界の人口の1/6、陸地面積の1/4を配下に治める大英帝国を築き、まさにパックスブリタニカの時代を形成するに至った。

去る6月のBREXITの国民投票結果はサプライズではあった。しかし自らが支配する立場にあるべきだという気概を抱く英国民にとり、現在のブラッセルのEU官僚を相手にチャレンジし自国に主権を戻したいという判断は、自然な選択でもあったとの見方もある。

かつては大国スペイン・フランスからの侵略におびえ、ヨーロッパ大陸の沖合の小さな島国で混血民族にすぎなかった英国が、如何にして世界の政治・経済秩序を主導する立場に就くことが出来たのか。詰まるところそれは自らに利するように導く戦略性と、時に目的の為には手段を選ばない冷徹さを兼ね合わせ、幾多の修羅場を潜り抜けることで磨き上げられた”したたかさ”にあったのではないか。民主化、平等と言いつつ奴隷三国貿易で実利をあげ、また戦争相手とも必要あらば素早く手を組む二枚舌外交等々まさに百戦錬磨の英国人である。

その輝かしい英国の栄光は20世紀になると主役の座を旧植民地の米国に譲ることになったものの、以降も英国は国際社会で主要なプレーヤーの地位を確保し続けている。それには過去からの歴史の蓄積に拠るところは当然あるが、母国語である”英語”を世界共通言語の地位に持ち上げることに成功せしめたことも大いに寄与していると思う。その意味で英連邦（Commonwealth of Nations）の存在も大きい。勿論英語がここまで広く利用されるようになったのは米国の隆盛に負うところ大ではある。それでも、固有の母国語を有していた植民地の民に英語を公用語として学ばせたしたたかな先見性は見事だ。当時の状況からすれば、英語利用を強要された感覚はあったであろうが、英国か

らの独立を勝ち得た後の各国の発展過程で英語を使えるアドバンテージは図りしれなかった。一例ではあるが現在のインドにおける IT 産業の活況ぶりをみれば明らかである。欧州議会の幹部は、英国が EU を脱退すれば英語は EU の公用語ではなくなる可能性あることを示唆はした。はたして英国離脱後に 27 カ国の代表団が例えばドイツ語またはフランス語で意思疎通ができるであろうか。コミュニケーションツールとして英語を世界標準として不動の地位にまで引き上げた英国のソフト戦略のしたたかさは流石である。

ところでキャメロン氏の後を継いだメイ新首相は、“鉄の女 サッチャー”の向こうを張って“氷の女”と呼ばれている。就任早々ではあるがメイ首相はなかなかの策士振りをうかがわせる判断を下した。8 月初めに英国ヒンクリーポイント原発新設案件を最終段階で承認先送りの決定をしたことである。この原発は昨年習近平国家主席が訪英した際に、中国が事業の 1/3 を出資することを約束した案件として話題になった。日本のメディアは早速“英国の対中蜜月変化の兆し”と報道したが、先送り判断の鍵はプロジェクトの主たる推進役であるフランスの EDF と英国政府の微妙な関係にある。来年から始まる英国と EU 間での離脱交渉を前に、大陸欧州に対して早速英国が牽制球を投げたものとみるべきだ。“お互いに利する決着を目指さないとビジネスでいろいろ不都合がおきるかもしれませんよ”と。ことほど左様に英国人はしたたかである。

最後に。冒頭で述べた Rule Britannia はロンドンの夏の音楽祭プロムのラストコンサートで毎年演奏され、聴衆が国旗を振りかざしながら合唱するのが慣行である。今年は 9 月 10 日に開催されるが“ブリトンの民は 断じて 奴隷とはならじ”と EU の束縛から解放されることを喜び、例年になく盛り上がる聴衆もきっと多いであろう。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2016 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>